

## 幸手市障がい者活躍推進計画の実施状況（令和4年6月1日時点）

### 1 採用に関する目標

【法定雇用率を上回る人数の採用】

| 目標値     | 実績値    |
|---------|--------|
| 2. 6%以上 | 2. 42% |

※特例認定を受けているため、市長部局・教育委員会で合算しています。

※必要雇用数を満たしているため、雇用率を達成しています。

### 2 定着に関する目標

- (1) 目標 不本意な離職者を極力生じさせないように努めます。
- (2) 実績 令和3年度は新規職員を1人採用し、引き続き勤務しています。

### 3 その他取組の実施状況

#### ○障がい者の活躍を推進する体制整備

##### (1) 組織面

###### ① 障害者雇用推進者の選任

障害者雇用促進法第78条第1項の規定に基づき、総務部庶務課長及び教育部総務課長を「障害者雇用推進者」に選任し、障がい者雇用の促進等の責任者に位置付けています。（実施済）

###### ② 障害者職業生活相談員の選任

障害者雇用促進法第79条第1項の規定に基づき、障害者職業生活相談員を選任し、障がい者の職業全般についての相談、指導を行います。（実施済）

##### (2) 人材面

###### ① 障害者職業生活相談員への講習の受講

障害者職業生活相談員に選任された者に対して、埼玉労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。（実施済）

#### ○障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

新規採用時又は人事異動時その他定期的な面談により、障がいのある職員と業務の適切なマッチングができているか点検を行い、必要に応じて改善のための検討を行います。（実施済）

#### ○ 障がい者の活躍を促進するための環境整備・人事管理

##### (1) 職務環境

人事評価や自己申告の面談等を通じて、必要な配慮等を把握し、働きやすい職場環境の整備に取り組みます。（実施済）

## （２）募集・採用

職員の採用等を行うにあたっては、厚生労働省が示している「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」等を十分に踏まえて対応します。（実施済）

## （３）働き方

### ① 柔軟な働き方の推進

体調に配慮しながら無理なく、安定的に働き続けられるよう、多様で柔軟な働き方を推進します。（実施済）

### ② 各種休暇の利用促進

相談があった場合に、個々の障がいのある職員の状態や働き方に対応した休暇制度を案内し、各種休暇の利用促進を図ります。（実施済）

## （４）キャリア形成

各種職員研修を通じて、実務能力の向上を図ります。

また、研修の実施に際し、受講に必要な合理的配慮を検討し、本人が希望に応じて受講できるように努めます。（実施済）

## （５）その他の人事管理

定期的な面談に加え、必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行います。（実施済）

## ○その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等と通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。（実施済）